

教育・保育施設利用保護者 様

南魚沼市長 林 茂男
(公 印 省 略)

保育料無償化及び副食費負担軽減について (通知)

日頃より、当市の保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
南魚沼市では市単独事業として、令和 7 年度より子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、0 歳児から 2 歳児に係る「保育料」につきましては全額無償化とし、3 歳以上児に係る「副食費」につきましては 4,800 円まで補助を行います。

変更内容の詳細につきましては、下記の表をご確認ください。
なお、保育料無償化及び副食費の負担軽減に伴う保護者様の手続きは不要です。

記

【変更内容】

・保育料

	現行	令和 7 年 4 月以降
0～2 歳児 第 3 子以降及び住民税非課税世帯	無償	無償
0～2 歳児 上記以外	所得に応じて保護者負担	
3～5 歳児	無償	

・副食費

	現行	令和 7 年 4 月以降
3～5 歳児 同時通園している第 3 子以降及び 年収 360 万円未満相当世帯	免除 (国基準)	免除 (国基準)
3～5 歳児	保護者負担	一部補助 (上限 4,800 円)

※副食費負担軽減につきましては、当市では 4,800 円まで補助を行います。4,800 円を超えた分及び主食費につきましては、実費負担となります。詳しい金額につきましては、園にご確認ください。

※毎年 3 月と 8 月に保育料通知をお送りしておりましたが、令和 7 年 4 月からはすべての保護者の方が保育料無償化になるため、子ども・子育て支援法施行規則第 7 条に定める利用者負担額に関する書類の送付を行いません。なお、副食費が国基準で免除になる方につきましては、引き続き副食費徴収免除通知を送付いたします。

以上

お問い合わせ先
南魚沼市役所
子育て支援課 保育班
TEL:025-773-6822